沖縄県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱

平成 27 年２月 16 日
制定

改正　平成 27 年４月１日　平成 27 年 10 月 16 日　平成 28 年４月１日
平成 28 年８月１日　平成 29 年３月 31 日　平成 29 年７月 13 日
平成 30 年１月 19 日　平成 30 年４月１日　平成 30 年 10 月１日
平成 31 年４月１日　令和元年８月１日　令和元年 11 月 18 日
令和２年４月１日　令和２年 10 月 23 日　令和３年４月１日
令和４年３月２日　令和４年 11 月 14 日　令和５年３月 30 日
令和６年３月 29 日　令和６年７月 22 日　令和７年２月７日
令和７年３月 27 日　令和７年６月 25 日

沖縄県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条　知事は、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地域包括ケアシステム（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）第２条第１項に規定する地域包括ケアシステムをいう。）を構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、別表の５事業者に規定する者が県の策定した都道府県計画に基づく同表の１補助対象事業に規定する事業を行う場合において、当該事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和 47 年沖縄県規則第 102 号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。ただし、医師派遣推進事業、認定看護師・特定行為研修支援事業、北部及び離島地域の歯科衛生士確保事業及び地域医療勤務環境改善体制整備事業に要する経費に対する補助金の交付については、別に定めるところによる。

（補助対象事業）

第2条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、経費及び補助金の交付限度額は、別表のとおりとする。

（補助額の算出方法）

第3条　この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、別表の第１欄に定める事業区分ごとに算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（１）別表の第２欄に定める基準額と第３欄に定める補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

（２）（１）により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表の第４欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

（補助金の交付申請）

第4条　補助金の交付を受けようとする者は、知事が別に定める日までに、地域医療介護総合確保基金事業補助金交付申請書（様式１）（以下「交付申請書」という。）を知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要と認めるときは、その提出期限を変更することができる。

（交付の条件）

第5条　この補助金の交付の決定は、次に掲げる条件を付すものとする。

（１）事業を実施するために必要な調達を行う場合には、原則として一般競争入札によるものとする。

（２）補助事業の内容又は経費配分の変更をしようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。ただし、経費配分の 20 パーセント以内の変更については、この限りでない。

（３）補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。

（４）補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

（５）補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業に係る関係書類の保

存については、次のとおりとする。

ア　補助事業者が地方公共団体の場合

補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業に係る歳入及び歳出についての証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。

イ　補助事業者が地方公共団体以外の場合

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。

（６）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円以上（事業者が地方公共団体以外の者の場合は 30 万円以上）の機械及び器具については、厚生労働省告示「補助金等により取得し又は効用の増加した財産の処分制限期間」に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

（７）知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

（８）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

（９）補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせてはならない。

（10）補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式２）により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行わなければならない。

（11）前号の報告があった場合には、知事は当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除額の全部又は一部を県に納付させることがある。

（変更の承認）

第6条　前条第２号から第４号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、補助金変更承認申請書（様式３）に別に定める書類を添えて、又は事業変更（中止、廃止）承認申請書（様式４）に中止、廃止の理由を記載した書類を添付して知事に提出するものとし、この提出は毎年度２月末日を最終期限とする。

（申請の取下げ）

第7条　補助事業者は、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、当該補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して 10 日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（補助事業の事前着手）

第8条　補助事業は、補助金の交付決定前に着手することはできない。ただし、知事が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

（１）前記ただし書きに該当する場合は、交付決定前着手届（様式５）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（状況報告）

第9条　補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、事業遂行状況報告書（様式６）により知事に報告するものとする。

（実績報告）

第 10 条　補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して 30 日又は補助事業を行う会計年度の翌年度の４月 10 日のいずれか早い日までに、事業実績報告書（様式７）を知事に提出しなければならない。

（補助金の概算払又は前金払）

第 11 条　補助事業者は、補助金の概算払又は前金払の申請をしようとするときは、補助金概算払（前金払）申請書（様式８）を知事に提出しなければならない。

（書類等の提出）

第 12 条　補助事業者は、この要綱の規定により知事に提出する書類は、事業所管課へ提出するものとする。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成 26 年 12 月 26 日から施行する。ただし、医療介護総合確保促進法に基づく都道府県計画において、事業の期間を平成 26 年４月１日から開始する既存事業については、平成 26 年４月１日から適用する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成 27 年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成 27 年 10 月 16 日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成 28 年４月１日から施行する。

（施行期日）

この要綱は、平成 28 年８月 10 日から施行する。ただし、がん医療提供体制充実強化事業については、予算成立の日から適用する。

（施行期日）

この要綱は、平成 29 年３月 31 日から施行する。

（施行期日）

この要綱は、平成 29 年７月 13 日から施行する。

（施行期日）

この要綱は、平成 30 年１月 19 日から施行する。ただし、周産期医療機能・分化連携推進事業については、平成 29 年４月１日から適用する。

（施行期日）

この要綱は、平成 30 年４月１日から施行する。

（施行期日）

この要綱は、平成 30 年 10 月１日から施行する。ただし、院内保育所運営費補助事業、歯科医療従事者技術向上事業については、平成 30 年４月１日から適用する。

（施行期日）

この要綱は、平成 31 年４月１日から施行する。

（施行期日）

この要綱は、令和元年８月１日から施行する。ただし、平成 30 年度以前に完了した認定看護師・特定行為研修支援事業については、なお、従前の例による。

（施行期日）

この要綱は、令和元年 11 月 18 日から施行する。ただし、へき地等訪問看護提供体制強化・育成事業については、平成 31 年４月１日から適用する。

（施行期日）

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

（施行期日）

この要綱は、令和２年 10 月 23 日から施行する。

（施行期日）

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。ただし、様式における押印の廃止については、令和３年

２月 19 日から適用する。

（施行期日）

この要綱は、令和４年３月２日から施行する。ただし、沖縄県外科系医師育成事業、医師定着のための臨床研究プロフェッショナル育成事業及び歯科衛生士養成所設備整備事業については、令和３年４月１日から適用する。

（施行期日）

この要綱は、令和４年 11 月 14 日から施行する。ただし、北部及び離島地域の歯科衛生士確保事業については、令和４年４月１日から適用する。

（施行期日）

この要綱は、令和５年４月１日から適用する。

（施行期日）

この要綱は、令和６年４月１日から適用する。

（施行期日）

この要綱は、令和６年７月 22 日から施行する。

（施行期日）

この要綱は、令和７年２月７日から施行する。

（施行期日）

この要綱は、令和７年４月１日から適用する。

（施行期日）

この要綱は、令和７年６月 25 日から施行する。

別表

１補助対象事業	２基準額	３対象経費	４補助率	５事業者
院内助産所・助産師外来整備事業	１カ所あたり 3,811 千円 （ただし１品目の価格が 10 千円を超えるもの）	民間病院等の院内助産所・助産師外来の設備整備として必要な医療機器等の備品購入費	３分の２	産科又は産婦人科の診療科を有する病院・診療所等
医師確保対策補助事業 １．産科医等育成・確保支援事業	(1) 産科医等確保支援事業 １分娩当たり 10,000 円	(1) 分娩を取り扱う産科・産婦人科医及び助産師に対して、処遇改善を目的として分娩取扱件数に応じて支給される手当 （分娩手当等）	３分の１	次の２つの要件を満たす医療機関 (1) 沖縄県内の分娩を取り扱う病院・診療所・助産所 (2) 一分娩あたり、一般的に入院から退院までの分娩費用として徴収する額が 55 万円未満の分娩施設
	(2) 産科医等育成支援事業 研修医１人１月	(2) 臨床研修終了後、指導医の下、研修カリキュラムに基づき産科・		次の２つの要件を満たす医療機関

		刷製本費、光熱水道費、燃料費、修繕費、薬品費、診療材料費、通信運搬費、保険料、委託料、使用料、賃借料、諸会費、医療器材等購入費	医療器材等購入費 ２分の１	
医療的ケア児等レスパイトケア推進基金事業	知事が必要と認めた額	医療的ケア児等の新たな受け入れ又は受け入れ拡大に伴い必要な医療機器等の購入に要する経費	４分の３	県内の病院、診療所及び指定障害者支援施設等
周産期医療体制整備支援事業 １．周産期医療機能・分化連携推進事業	次の(1)(2)について知事が必要と認めた額 (1) 聴覚検査機器購入支援 (2) 聴覚検査技師等配置支援	先天性聴覚障害のリスクの高い新生児の受入を行う総合及び地域周産期母子医療センターの機能強化に要する以下の経費 報酬、法定福利費、備品購入費	２分の１	総合周産期母子医療センターの指定、地域周産期母子医療センターの認定を受けた医療機関
特定行為研修機関支援事業	１施設当たり 3,500 千円	看護師特定行為研修機関における新たな研修区分の開設や受講定員の増に伴い必要となる備品の購入及び老朽化した備品の更新に要する経費 備品購入費	３分の２	指定研修機関
離島及びへき地訪問看護提供体制強化・育成事業	(1) 本島内事業所 １施設当たり 150 千円 (2) 離島事業所 １施設当たり 300 千円	訪問看護師等の質の高い専門的な訪問看護に関する研修受講等、訪問看護師の育成支援・定着を図るために必要な経費 報償費、旅費、負担金	２分の１	訪問看護事業所等（訪問看護サービスの提供体制が十分でない地域等において、訪問看護師の研修計画等を作成する事業所に限る。）
訪問薬剤管理指導推進事業	知事が必要と認めた額	訪問薬剤管理指導業務に関する研修に要する経費 需用費、使用料、報償費、旅費、人件費	２分の１	一般社団法人沖縄県薬剤師会
助産師出向助成事業	(1) 調整旅費（航空運賃、宿泊料）	助産師の出向研修を実施する際に、医療機関等が負担する研修助産師に係	２分の１	沖縄県助産師出向支援導入事業協議会において